

被扶養者認定提出書類一覧（表①）

◎：添付必須 ○：状況に応じて必要

◆状況に応じて、下記以外にも追加書類の提出をお願いすることがあります。

		被扶養者 異動届	被扶養者に 関する 申立書	世帯全員の 住民票 (続柄記載)	戸籍謄本	収入の 証明書類 (表②参照)	在学証明書	別居の場合 送金の 証明書類	他の扶養 能力者の 証明書類
同居を 問わ ない	子	出生児	◎	-	◎	-	-	-	○ ※4
		18歳未満	◎	○ ※1	◎	-	○ ※1	-	○ ※4
		18歳以上（学生）	◎	◎	◎	-	-	◎	○ ※4
		18歳以上（学生以外）	◎	◎	◎	-	◎	-	◎ ※3 ○ ※4
	配偶者		◎	◎	◎	-	◎	-	-
	父母・祖父母・曾祖父母		◎	◎	◎	-	◎	○ ※2	○ ※3 ○ ※4
	兄弟 姉妹 孫	18歳未満	◎	◎	◎	-	○ ※1	-	○ ※3 ○ ※4
18歳以上		◎	◎	◎	-	○ ※1	○ ※2	○ ※3 ○ ※4	
同居の み	義兄弟・義姉妹		◎	◎	◎	◎	◎	○ ※2	○ ※4
	義父母・義祖父母		◎	◎	◎	◎	◎	○ ※2	○ ※4
	甥姪	18歳未満	◎	◎	◎	◎	◎	-	別居不可 ○ ※4
		18歳以上	◎	◎	◎	◎	◎	○ ※2	
	伯父母・叔父母		◎	◎	◎	◎	◎	○ ※2	○ ※4

※1 勤労者の場合は必要

※2 学籍にある場合は必要

※3 金融機関の振込明細書（直近1年分）。手渡し等自己申告書（証明書）は不可。

※4 「他の扶養能力者（申請対象者の配偶者や両親、申請対象者と同居している方など、被保険者のほかに申請対象書を扶養している方または扶養できる方）」がいる場合は、その方の収入を証明する書類が必要です。（表②参照）

★ 令和2年4月より健康保険の被扶養者は原則「国内居住者」に限定されます。

※ ただし、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者については、例外的に要件を満たすこととされています。（下表参照）

◆日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類について		
例外該当事由		証明書類
1	外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
2	外国に赴任する被保険者に同行する人	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
3	観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4	被保険者が外国に赴任している間に当該保険者との身分関係が生じた人であって、2と同等と認められる人	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5	1から4までに掲げる人のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる人	個別に判断しますので、健康保険組合へお問い合わせください

表② 収入の証明書類

家族の収入状況等		提出書類
給与収入		直近3カ月の給与明細の写し または月額、契約期間がわかる雇用契約書の写し
その他収入	各種年金（老齢・遺族・障害等含む）	直近の年金振込通知書の写しまたは年金額改定通知書の写し
	事業	直近の確定申告書控えの写し ※税務署受付印のあるもの
	傷病手当金・出産手当金	支給決定通知書の写し
	休業補償	支給決定通知書等、支給日額・支給期間等を証明する書類の写し
	利子、配当	利子計算書、配当金計算書または預金通帳の写し
	不動産	直近の確定申告書控えの写し ※税務署受付印のあるもの
	その他継続的な収入	収入金額の分かるもの
過去1年以内に退職して現在は失業中である	雇用保険の失業給付を受給中	基本手当日額の記載がある雇用保険受給資格者証の写し
	雇用保険の失業給付を受給しない	ハローワークの不受給承認印がある離職票1、2の写し
	雇用保険の失業給付の受給が終了した	受給終了が分かる雇用保険受給資格者証の写し
	雇用保険の失業給付の受給延長を申請した	受給期間延長通知書の写し
	雇用保険未加入である	退職日が記載された源泉徴収票の写しまたは退職証明の写し もしくは雇用保険未加入証明書の写し
過去1年超の間に収入がなく、この後も収入がない		所得証明書または非課税証明書
過去1年超の間に廃業して、現在収入がない		税務署受付印のある廃業届出書の写し

※提出書類については、基本的なケースについて記載しておりますので、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

家族を扶養からはずす時の添付書類

扶養からはずれる理由	提出書類
就職	新しい資格取得情報が確認できる書類の写し
雇用保険の失業給付を受給開始した	受給開始がわかる雇用保険受給資格者証の写し
他の家族に扶養される	新しい資格取得情報が確認できる書類の写し
離婚	離婚届受理証明書等の写し
収入が増えた (年収130万円以上、60歳以上は年収180万円以上)	収入増後の給与証明書、雇用契約書、年金支払通知書等の写し